

福岡県難病相談支援センター
福岡市難病相談支援センター

令和元年度 報告書

福岡県難病医療連絡協議会

全 体 目 次

I.	はじめに	2
-1.	緒言	2
-2.	福岡県難病医療連絡協議会について	3
II.	福岡県難病医療提供体制整備事業	6
	(福岡県難病ネットワーク)	
III.	福岡県難病相談支援センター事業	78
IV.	福岡県小児慢性特定疾病児童等自立支援員設置事業	116
	福岡市小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	

I. はじめに

I-1. 緒言

令和になって最初の福岡県難病相談支援センターの報告書です。当難病相談支援センターは福岡県より福岡県難病医療連絡協議会が委託され、福岡県難病医療提供体制整備事業(福岡県難病ネットワーク)、難病相談支援センター事業、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の3事業を運営しています。難病診療連携コーディネーター2名、難病相談支援員2名、小児慢性特定疾病児童等自立支援員2名の計6名が、九州大学病院北2階のブレインセンター内に設置されている当センターに勤務して本事業に取り組んでいます。平成30年4月1日より難病相談支援センター設置が政令市にも拡大されたことにより、福岡市からも委託を受けています。そのため、正式名称は「福岡県難病相談支援センター／福岡市難病相談支援センター」となっています。

また、令和元年12月より九州大学病院が難病法下での新たな拠点病院に福岡県より指定され、ブレインセンターの同じ部屋に未診断・未指定難病相談支援センターを全国に先駆けて設置しています。したがって、運営は難病相談支援センターが福岡県難病医療連絡協議会、未診断・未指定難病相談支援センターが九州大学病院と異なるものの、診断前から診断後まで密接に連携して難病の相談と支援にあたる体制が整えられました。

令和元年度の相談件数は、福岡県難病ネットワーク事業では延べ1,159件、福岡県難病相談支援センター事業では延べ1,704件、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業では延べ1,052件と、3事業での合計相談件数は延べ3,915件にのぼっています。難病相談支援センター事業では、保健所出張相談会、難病ピアサロン、大学での難病相談など、様々な活動が充実してきました。また、平成29年10月より北九州市直営で北九州市総合保健福祉センター内に設置されていた「北九州市難病相談支援センター」内に、主に県北を担当する「福岡県難病相談支援センター（北九州センター）」として専任の難病相談支援員1名を配置していますが、その北九州センターでの相談支援件数が大幅に増加しています。小児慢性特定疾病児童等自立支援員の認知度も年々あがってきています。令和元年11月には第7回日本難病医療ネットワーク学会を主催し、福岡県での23年にわたる重症神経難病ネットワーク事業をはじめ、福岡県の難病相談支援センター事業や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業への様々な取り組みを報告することができました。このような福岡県における長年の活動は全国的にも先進的なモデルとして高く評価されています。

私自身は、令和2年3月末日で九州大学を定年退職しましたが、福岡県難病医療連絡協議会は引き続き当難病相談支援センターを運営し、難病法の下で九州大学病院と連携して小児から成人まで、また未診断時から診断後まで難病患者さん・ご家族の切れ目のない支援が可能となるよう努めてまいります。今後とも、ご関係の皆様方のご助言・ご支援をよろしくお願い申し上げます。

令和2年6月吉日
福岡県難病医療連絡協議会 会長 吉良潤一

I-2. 福岡県難病医療連絡協議会について

福岡県難病医療連絡協議会は、「福岡県難病医療連絡協議会設置要綱（P4）」により18名が委員及び監事（表1）に任命されている。

福岡県からの委託を受け、福岡県難病医療提供体制整備事業（福岡県難病ネットワーク、難病診療連携コーディネーター2名配置）、福岡県難病相談支援センター／福岡市難病相談支援センター事業（難病相談支援員2名配置）、福岡県小児慢性特定疾病児童等自立支援員設置事業（福岡県小児慢性特定疾病児童等自立支援員1名）を実施している。また、福岡市からの委託を受け、福岡市小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（福岡市小児慢性特定疾病児童等自立支援員1名）を実施している。各事業は、九州大学病院内の難病相談支援センターで実務をしており、小児から成人まで切れ目のない相談対応を目指して活動を行っている。

さらに、平成30年度からは、よりきめ細かなサービスの提供を図るため、北九州市総合保健福祉センター内に福岡県難病相談支援センター（北九州センター）を開設し、北九州市難病相談支援センターと連携の下、各種相談等に対応している（難病相談支援員1名配置）。

表1 福岡県難病医療連絡協議会委員

役職	氏名	所属
会長	吉良 潤一	九州大学大学院医学研究院神経内科学教授
副会長	辻 裕二	福岡県医師会常任理事
委員	足立 弘明	産業医科大学医学部神経内科学教授
委員	岩田 光正	北九州市保健福祉局健康医療部 部長
委員	岩成 寿美	大牟田市保健福祉部部長
委員	大賀 和男	福岡県難病団体連絡会 副会長
委員	大賀 正一	九州大学大学院医学研究院 成長発達医学分野教授
委員	笛ヶ迫 直一	独立行政法人国立病院機構大牟田病院 副院長
委員	田中 良哉	産業医科大学医学部 第1内科学教授
委員	谷脇 考恭	久留米大学医学部内科学講座 呼吸器・神経・膠原病内科部門教授
委員	筒井 裕之	九州大学大学院医学研究院 循環器内科学教授
委員	坪井 義夫	福岡大学医学部神経内科学教授
委員	内藤 美智子	久留米市保健所長
委員	中原 由美	福岡県保健所長会 副会長 福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所 保健監
委員	園田 啓太	飯塚病院 脳神経内科 医長
委員	久部 高司	福岡大学筑紫病院 消化器内科 准教授
委員	横須賀 公章	久留米大学 整形外科 講師
監事	石井 美栄	福岡市保健福祉局健康医療部長

※委員については、50音順（敬称略）

福岡県難病医療連絡協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 難病特別対策推進事業実施要綱(平成10年4月9日健医発第635号)に基づき、福岡県難病医療連絡協議会(以下、「協議会」という。)を設置し、難病の医療提供体制の確保等の環境整備を推進する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 県内の中核となる医療機関(難病診療連携拠点病院、難病基幹協力病院、難病一般協力病院・診療所)や難病の医療提供体制の在り方に関すること。
- (2) 難病の医療提供体制における各医療機能の連携の手順・その具体的方策等に関すること。
- (3) 難病の医療提供体制の評価、見直しに関すること。
- (4) 前号までに定める他、難病対策の推進に関すること。

2 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1)福岡県難病医療提供体制整備事業実施要綱第3条(2)1に掲げる事業
- (2)福岡県難病相談支援センター設置事業実施要綱第3条に掲げる事業
- (3)福岡県小児慢性特定疾病児童等自立支援員設置事業要綱第3条に掲げる事業
- (4)福岡市小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱第5条に掲げる事業

(構成)

第3条 協議会は、難病に関する学識経験者、福岡県医師会が推薦する者、関係医療機関の職員、関係行政機関の職員、患者団体が推薦する者、その他必要と認める者のうちから保健医療介護部長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 第1項に規定する委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に会長、副会長及び監事を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 4 監事は、協議会の経理を監査する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議においては、会長が議長となる。
- 3 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(経理)

第7条 協議会の経理は、県からの委託金その他の収入をもって充てる。

(事務局)

第8条 協議会の庶務は、福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課で所掌する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会で別に定める。

附 則

この規程は、平成10年11月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年7月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年5月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月25日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

II. 福岡県難病医療提供体制整備事業 (福岡県難病ネットワーク)

目次

1. ネットワークの事業内容と構成	7
2. ネットワークの活動実績	
-1. 空床情報	9
-2. 入院紹介の実績	10
-3. 療養相談実績	14
-4. 重症・身体障害者向けナースコール貸し出し実績	16
-5. 情報提供（広報と啓発活動）の実績	16
-6. 医療従事者研修会の実績	18
3. 協力病院実態調査結果	22
4. 今後の課題と展望	26
5. 難病医療コーディネーターより活動を振り返って	27
6. 資料	
① 福岡県難病医療提供体制整備事業実施要綱	28
② 協力病院一覧表	32
③ 様式 1-1、患者登録依頼書、療養相談依頼書	33
④ ニュースレター	37

1. ネットワークの事業内容と構成

1) ネットワークの事業内容

本ネットワークでは、『福岡県難病医療提供体制整備事業実施要綱（6. 資料①）』を基に、拠点病院に配置されている難病診療連携コーディネーター（看護師・社会福祉士）2名が次の業務を行っている。対象疾患は神経系難病を中心に全333疾患としている。

- ① 入院施設の紹介業務（在宅往診医の紹介業務含む）
- ② 福岡県在宅難病患者レスパイト入院事業に基づく業務
- ③ 難病に関する療養相談
- ④ 難病療養に関する情報提供
- ⑤ 医療従事者研修
- ⑥ 難病療養に関する調査

2) 各協力病院の役割

ネットワークを構成する医療機関には、拠点病院、基幹協力病院、一般協力病院・診療所、レスパイト協力病院がある。以下にその役割を示す。

拠点病院	九州大学病院を拠点病院とする。 ① 協力病院等の要請に応じて難病患者の診断、治療の導入、急性増悪時の人工呼吸器管理を含む診療を行う。 ② 医療機関、福祉施設等に対して最新の医学的指導及び助言を行う。 ③ 難病診療連携コーディネーターを置いて、全体の統括・調整を行う。
基幹協力病院	一般協力病院・診療所等の要請に応じて ① 難病患者の診断、治療の導入、急性増悪時の人工呼吸器管理を含む診療を行う。 ② 医療機関、福祉施設等に対して最新の医学的指導及び助言を行う。
一般協力病院・診療所	基幹協力病院等からの要請に応じて、人工呼吸器管理を要するなどの継続した入院医療が必要であるが、状態の安定した患者の受け入れに努める。
レスパイト入院 受入病院	基幹協力病院、一般協力病院・診療所の中から、福岡県在宅難病患者レスパイト入院事業に基づいて患者の受け入れを行う病院を、レスパイト受入れ病院としてさらに契約を行う。

令和元年度は、菜の花診療所が新規に協力病院に加入し、西尾病院が辞退、令和元年3月31日現在、基幹協力病院14施設、一般協力病院・診療所108施設による122施設のネットワークを構成している（図1、6. 資料②）。

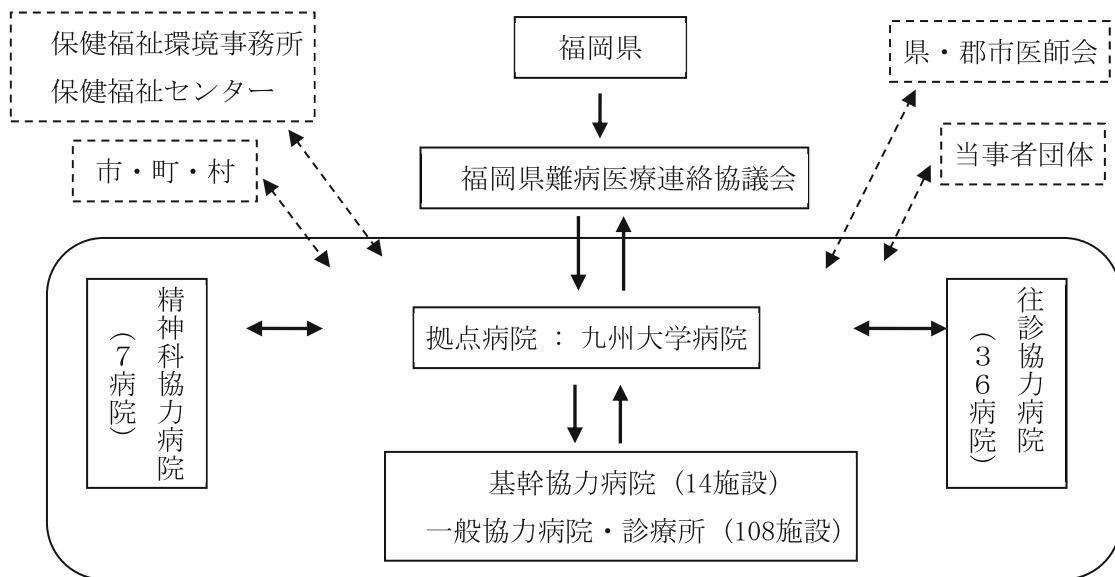


図1 福岡県難病ネットワークの構成

2. ネットワークの活動実績

2-1. 空床情報

本ネットワークにおける入院紹介を円滑にするため、協力病院からの空床情報をを集めている。情報は、様式 1-1 (6. 資料 ③) を用いてファックスにて提供していただく。情報の内容は『難病の患者数・呼吸器装着患者数・空床数』である。情報は毎週木曜日の午後を基準日とし、金曜日の午後 2 時までに報告をいただくこととしている。変更がなければ最低月 1 回程度の報告でよいとしている。

情報更新頻度の実態は、週 1 回が 2% (2 施設)、月 1 回程度が 1% (1 施設)、2 月に 1 回程度が 1% (1 施設)、半年に 1 回 1% (1 施設) であった (図 2)。95% (106 施設) からは、協力病院実態調査の機会に情報提供があった。

このほかに協力病院への訪問や電話でのアプローチ、地域医療関係者との交流を通して情報収集を行っている。

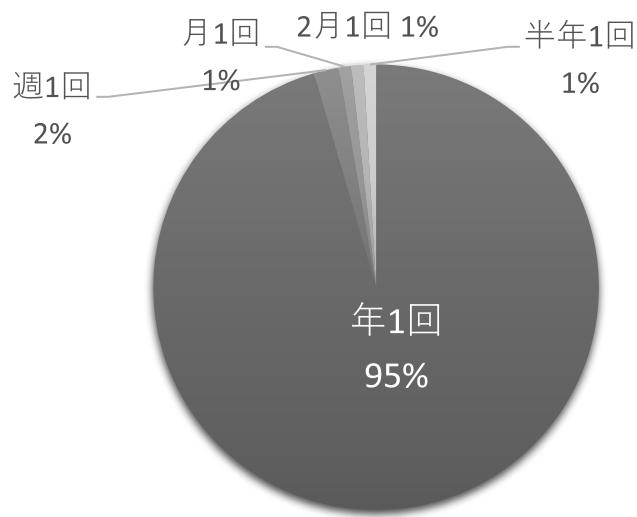


図 2 情報更新の状況 (n=111)

2-2. 入院紹介の実績

1) 入院紹介の実績

入院紹介における調整の流れを、フローチャートに示す（図3）。

- ・ 入院施設確保の困難な症例が発生した場合、患者・家族の了解を得て、協力病院の主治医がネットワークへ患者登録を依頼する。
- ・ 患者登録は、登録依頼書（6. 資料④）に患者の簡単な情報を記入し、担当ブロックの難病診療連携コーディネーターへFAXを送信する。
- ・ 難病診療連携コーディネーターは、登録用紙だけで患者の状況がつかめない場合は、主治医への電話や、看護師やMSWからの情報も合わせて聴取を行う。必要に応じて面談も行う。
- ・ 協力病院の空床情報などと患者の居住地やニーズから入院施設の候補を選ぶ。
- ・ 候補が決定したら、家族（可能な場合は患者も）に候補病院へ面談に行っていただき、意向を尋ねる。
- ・ 最終的には、主治医と候補病院の担当医師が直接協議し、入院の可否を決める。
- ・ 主治医が患者・家族へ入院先を提示する。患者・家族の了承が得られたら、入院日程・搬送などの詳細は、主治医と候補病院の担当医師で協議して決定する。

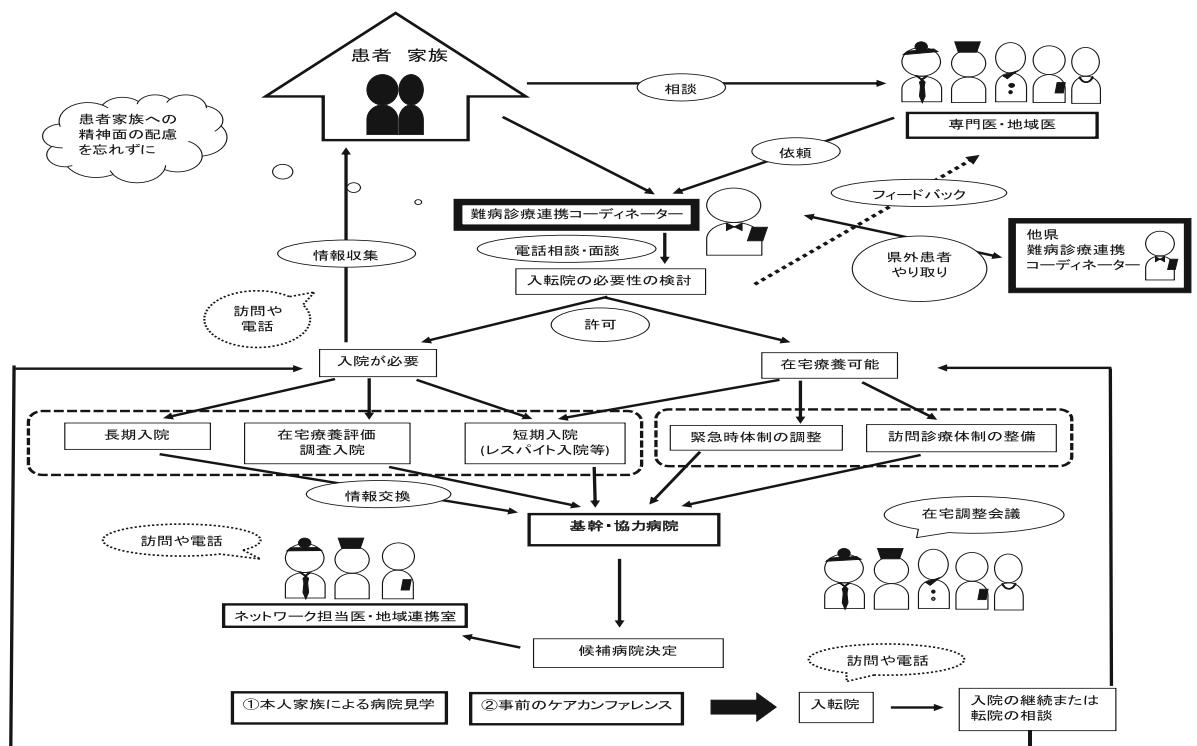


図3 入院紹介フローチャート

(難病医療コーディネーターによる難病患者のための難病相談ガイドブック改訂2版を一部修正)

2) 入転院施設紹介等患者登録実績

登録患者総数は21名で、疾患内訳は、筋萎縮性側索硬化症(ALS)が18名、重症筋無力症(MG)、強直性ジストロフィー、多巣性運動ニューロパチーがそれぞれ1名だった。登録患者の居住地は、福岡市が11名、北九州地区が4名、筑紫・糸島・粕屋・北筑後地区が1名、その他県外が1名、海外が1名であった(図5)。入院調整を行った4名に関しては、協力病院へ入院調整を行った(表2)。

図4 登録患者の疾患(n=21)

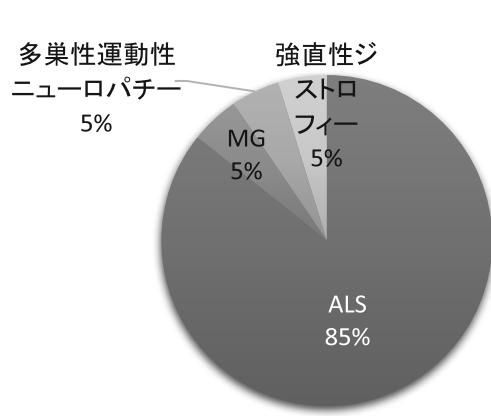


図5 登録患者の居住地(n=21)

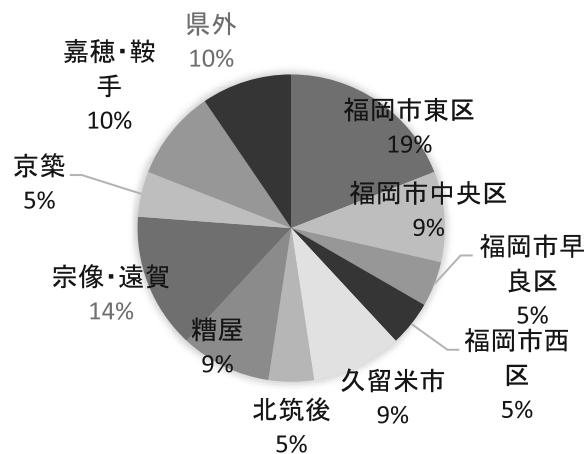


表2 患者登録と転帰

登録患者	協力病院に確保	協力病院外に紹介	その他 (IC同席・意思決定支援・その他)	訪問診療医確保
21	4	0	17	0

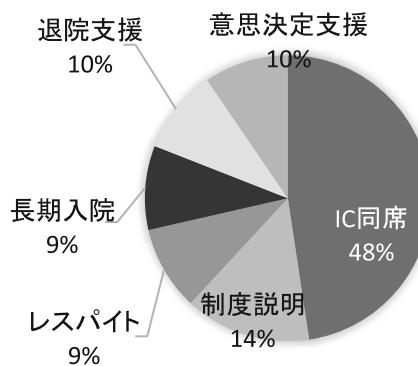


図6 入転院紹介・依頼目的(n=21)

3) 在宅難病患者レスパイト入院事業の実績

レスパイト入院とは、介護者の休息のための一時的な入院のことである。介護負担を軽減し、入院中に在宅療養体制の再評価を行うことができるメリットがある。

レスパイト入院は、平成 22 年 3 月 31 日より難病特別対策推進事業に「在宅難病患者一時入院事業」が追加され、国の難病対策においても認知された。福岡県では、平成 24 年 9 月 1 日から、福岡県在宅難病患者レスパイト入院事業を開始した。あらかじめ選定した受入病院と委託契約を締結し、委託料を支払うことにより、患者の在宅療養の継続を支援している。

対象患者要件（①～③すべてを満たす）

- ① 福岡県に住所を有する。
- ② 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)第 5 条に規定する特定医療費（指定難病）受給者証を所有するもののうち、在宅療養中で人工呼吸器(非侵襲的陽圧換気法を含む)を使用する者。
- ③ 家族等の在宅介護者の疾病や疲労、出産又は冠婚葬祭等の事由により、必要な介護が受けられなくなり、在宅療養の継続が一時的に困難な状態にある。

年間利用可能回数等

- 1 回あたり 14 日以内。同一年度あたり 2 回まで利用可能。
- 受け入れ病院に対する委託費 19,270 円/1 日。
- 難病ネットワークの拠点病院において調整を行う。
- レスパイト入院受入病院のいずれかに入院いただく。
- 移送費用、差額ベット代等は自己負担。

レスパイト受入病院として、福岡県難病ネットワークの協力病院のうち 58 病院と委託契約を締結している（令和元年 3 月末）。在宅介護を行っている家族と主治医の依頼のもと、23 名が本事業を活用してレスパイト入院を行った。疾患名は、筋萎縮性側索硬化症(ALS)が 17 名（74%）、多系統萎縮症(MSA)2 名、脊髄小脳変性症(SCD)、多巣性運動ニューロパーク、軟骨無形成症、ライソゾーム病が 1 名ずつであった（図 7）。そのうち 12 名は本事業を 2 回活用したため、入院回数はのべ 35 回であった（図 8）。

実際に受け入れを行った病院の数は 11 病院であった。

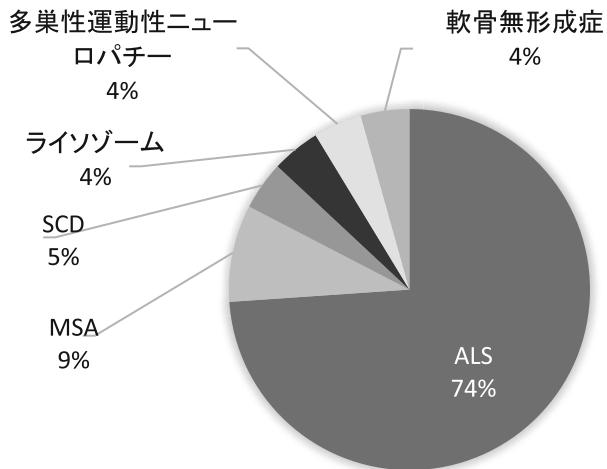


図 7 在宅重症難病患者レスパイト入院事業を利用した疾患(n=23)

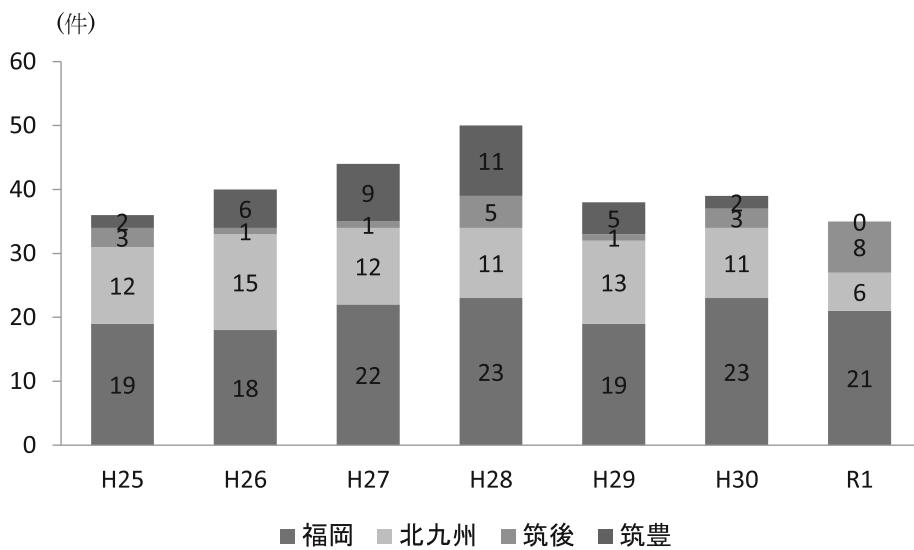


図 8 在宅重症難病患者レスパイト入院事業実績の年次推移

令和元年度は、6名の新規利用者があった。しかし12名が、長期入院や死亡、1度利用したもの、2回目以降の継続を希望しない等の理由で2回目を利用されなかった。1回きりの利用者に対し、継続して利用していただくために患者・家族と積極的にコミュニケーションを図っていくこと、受入病院との事前の情報提供などが今後の課題である。

今年度は、レスパイト協力病院として初めて受け入れをした病院が2件あり、今後も協力病院の拡大に力を入れていく必要がある。

2-3. 療養相談実績

療養上の相談については、フローチャートに沿って実施した（図9）。

相談対応は、延べ回数1,159回（電話959回、電子メール80回、面談120回）であった（図10）。「医療制度・福祉制度」についての相談が多く、次いで、「入退院相談・病院の紹介」、「病気・治療・薬」に関するものが多かった。傾聴し問題点の整理を行うことで、相談者が納得し行動に移ることができるよう心がけた。また必要に応じて関係機関への情報提供や情報収集を行い、適切な部署や専門職へ繋ぐなど、内容に応じて対応している（図11）。

地域別療養相談実績からは、相談室のある福岡市近郊以外からの相談も多く、相談範囲の拡大が確認できた（図12）。県全域の困難事例の把握に努め、さらに広域的な活動ができるようにしていきたい。

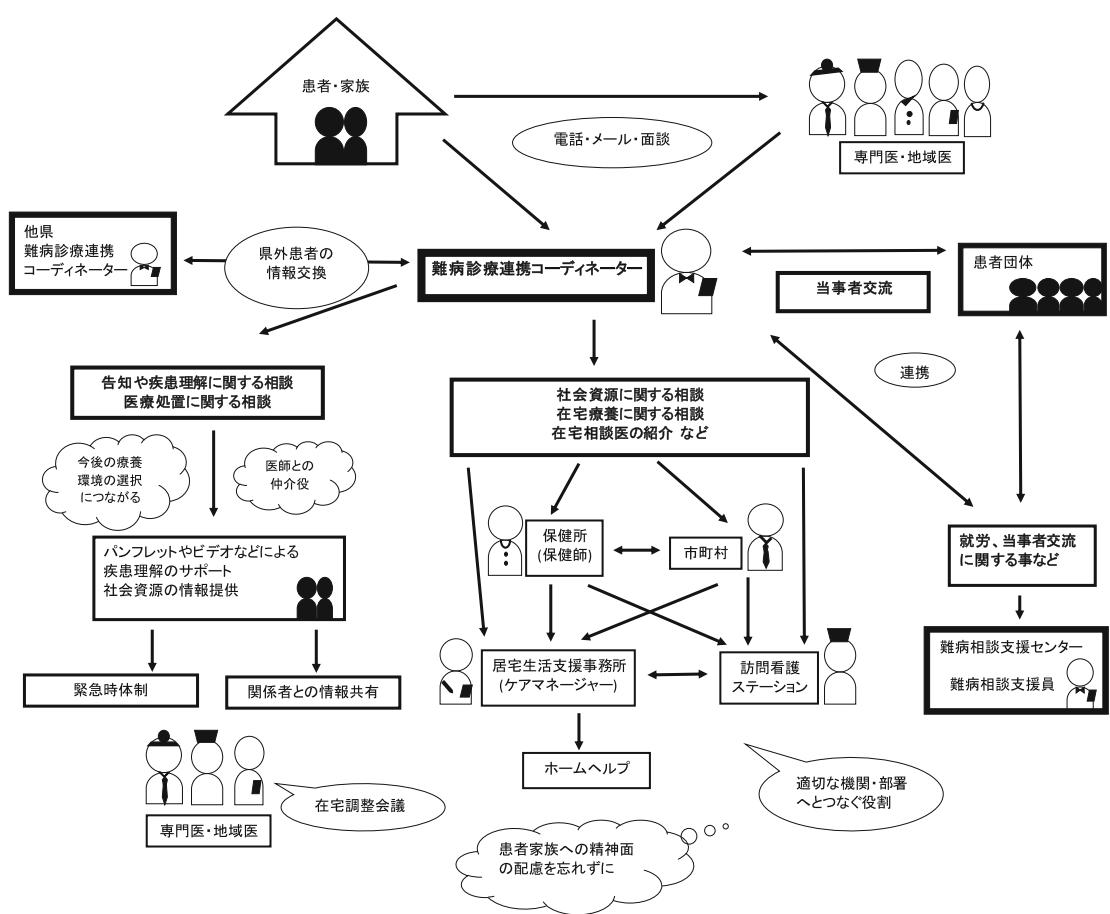


図9 療養相談フローチャート

（難病医療コーディネーターによる難病患者のための難病相談ガイドブック改訂2版を一部修正）

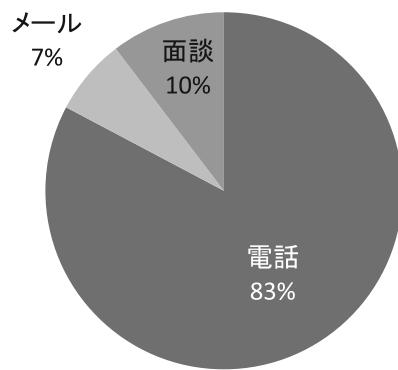


図 10 療養相談実績 (n=1, 159)

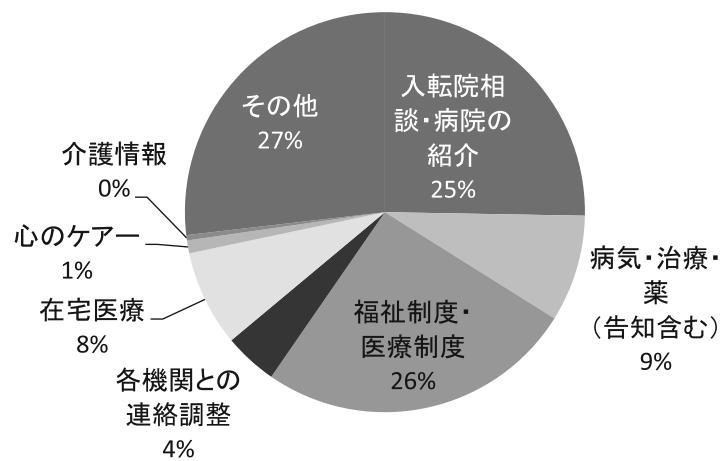


図 11 療養相談内訳 (n=1, 159)

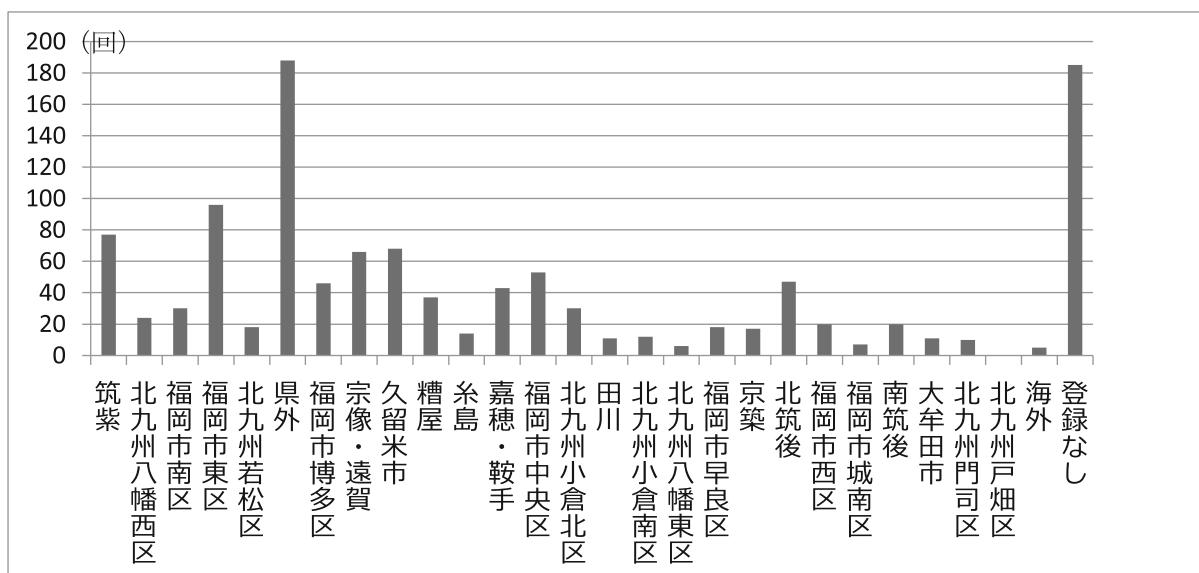


図 12 療養相談地域別実績 (n=1, 159)

2-4. 重症・身体障害者向けナースコール貸し出し実績

協力病院やレスパイト受入れ病院・難病患者の入院の受け入れを積極的に実施している協力病院に対し、重度・身体障害向けナースコールスイッチを無料貸し出しし、受け入れ先の拡大につながっている。平成24年度にケアコム社製「マルチケアコール（RB-780）」10台を導入していたが、ニーズがあつたため、平成28年度アイホン社製「マルチハートコール（NLR-9MCA）」3台を新規導入し、協力病院への貸し出しを行った。現在、ケアコム社製「マルチケアコール（RB-780）」7台、アイホン社製「マルチハートコール（NLR-9MCA）」3台を貸し出し中である。アンケートの結果、「今は必要ないが、レスパイト受け入れ状況によっては借りたい」との意見が多く聞かれたため、今後は随時希望があれば貸し出しを行っていく予定である。

2-5. 情報提供（広報と啓発活動）の実績

① パンフレット類の配布

当事者用三つ折パンフレットは、協力病院や県内各保健所等、また、研修会等で参加者に配布した。

福岡市が実施している難病講演会に参加し、難病相談支援センターについての説明を実施し、啓発に努めた。

② ホームページの更新

(<http://www.fnanbyou-c.org/index.php>)

ホームページのアクセス件数は50,930件であった。ホームページの掲載内容は研修会案内・ニュースレターや報告書の掲載など、随時更新している。

③ ニュースレターの配信

1～2ヶ月ごとにニュースレターを配信した。研修会時に案内を行い、希望者にはメールで配信しているほか、ホームページにも毎号掲載して誰でも閲覧できるようにしている。内容は、毎月の活動実績、研修会案内や実施結果、難病に関する新刊の案内などである。

④ その他の活動

難病診療連携コーディネーターは、ニーズに応じて、在宅調整会議の開催や参加、困難事例介入のための患者自宅訪問などを行っている。協力病院やネットワークへの新規参入のための病院訪問も行った。また各地域で開催される難病対策地域協議会等へ委員として出席し、地域の難病従事者との情報交換を行った。その他、研修会講師、研究会等への参加、学会発表など、啓発とスキルアップに努めた。

a. 訪問した協力病院など

- 福岡ブロック（2箇所）：福岡中央病院、つつみクリニック
- 筑後ブロック（6箇所）：久留米大学病院、姫野病院、嶋田病院、丸山病院、柳川リハビリテーション病院、田主丸中央病院
- 筑豊ブロック（0箇所）：
- 北九州ブロック（2箇所）：産業医科大学病院、菜の花診療所

b. 難病対策地域協議会など

- ・ 北九州市難病対策地域協議会
- ・ 南筑後難病対策地域協議会
- ・ 北筑後難病対策地域協議会
- ・ 筑紫難病対策地域協議会
- ・ 田川地域難病対策協議会
- ・ 久留米市難病患者地域支援対策推進事業（難病患者の在宅療養支援に関する検討会）

c. その他

- ・ 県庁難病担当者会議
- ・ 福岡市各区 難病講演会
- ・ 第5回福岡神経・筋疾患呼吸不全ケア研究会
- ・ 県保健所等筑後ロック難病担当者会議
- ・ 久留米市在宅難病患者支援計画・策定評価会議
- ・ 日本ALS協会福岡県支部 総会・患者交流会
- ・ 福岡市難病ヘルパー研修 講師
- ・ 筑紫保健所主催 ALS患者・家族交流会 講師
- ・ 粕屋保健所主催 ALS患者・家族交流会 講師
- ・ 宗像・遠賀保健所主催 難病従事者演習会 講師
- ・ 難病看護学会 学術集会（山形）
- ・ 第7回日本難病医療ネットワーク学会（福岡） 口述発表
- ・ 神経変性領域における基盤的調査研究班会議（東京）（研究協力）
- ・ 福岡県医療ソーシャルワーカー協会「基礎講座」講師
- ・ 難病医療提供体制に関する懇談会（福岡）
- ・ PLS講演会
- ・ 全国難病センター研究大会（北九州）補助
- ・ 災害時の備えと支援ネットワーク シンポジウム（東京）

2-6. 医療従事者研修会の実績

医療従事者研修会は、各ブロックにおいて4回開催した。開催内容は以下のとおりである。

1) 第1回福岡ブロック

テーマ「神経難病患者の口腔ケア」

「神経難病患者の栄養管理」

- ・ 日時：令和元年7月27日（土） 13:30～16:00
- ・ 場所：九州大学医学部 百年講堂（福岡市）
- ・ 参加者：104名
- ・ 講師：福岡看護大学 看護学部 健康支援看護部門長 教授 岩本理恵先生
福岡県栄養士会 理事・北九州支部長 長江紀子先生
- ・ 座長：久留米大学病院 脳神経内科 講師 立石貴久先生



2) 第2回北九州ブロック

テーマ「神経難病のコミュニケーション支援」

- ・ 日時：令和元年8月31日（土）
- ・ 場所：KMMビル（北九州市） 13:30～16:00
- ・ 参加者：55名
- ・ 講師：西九州大学 リハビリテーション学部 リハビリテーション学科 作業療法学専攻
講師 植田友喜先生
- ・ 座長：産業医科大学医学部脳神経内科学講座 教授 足立弘明先生



3) 第3回筑後ブロック

テーマ「災害時の保健所の取り組み～病院・訪問看護ステーションとの連携」
「災害時の対応について～医療機器メーカーの立場から」

- ・ 日時：令和元年10月12日（土） 13:30～16:00
- ・ 場所：石橋文化会館（久留米市）
- ・ 参加者：53名
- ・ 講師：久留米市 健康福祉部保健所健康推進課 濵田雄飛先生
フクダライフケック九州株式会社 茅野祐一先生
株式会社フィリップス・ジャパン 安岡大輔先生



4) 第4回筑豊ブロック

テーマ「脊髄小脳変性症・多系統萎縮症の基礎知識」
「脊髄小脳変性症・多系統萎縮症のリハビリ」

- ・ 日時：令和元年12月7日（土）
- ・ 場所：飯塚商工会議所（飯塚市） 13:30～16:00
- ・ 参加者：106名
- ・ 講師：九州大学大学院医学研究院 神経内科学 講師 松瀬大先生
医療法人財団華林会 村上華林病院 理学療法士 山本匡先生



5) 研修会参加者アンケート

参加者からのアンケート回収率は高く、福岡ブロック 96%、北九州ブロック 99%、筑後ブロック 100%、筑豊ブロック 98%であった。参加者の所属・職種は、病院の看護師が多かった（図 13、図 14）。内容については、概ね「とても良かった」「良かった」と評価していた（図 15）。

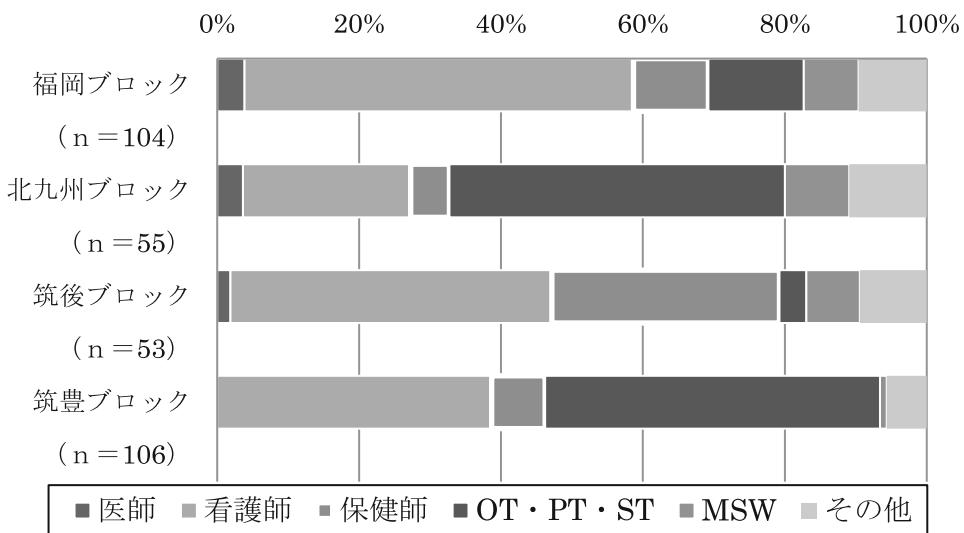


図 13 研修会参加者の所属

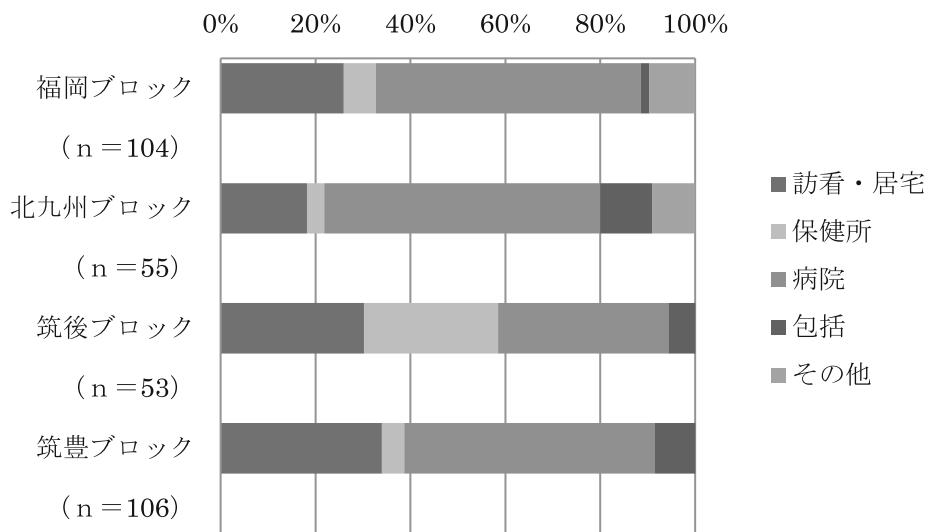


図 14 研修会参加者の職種

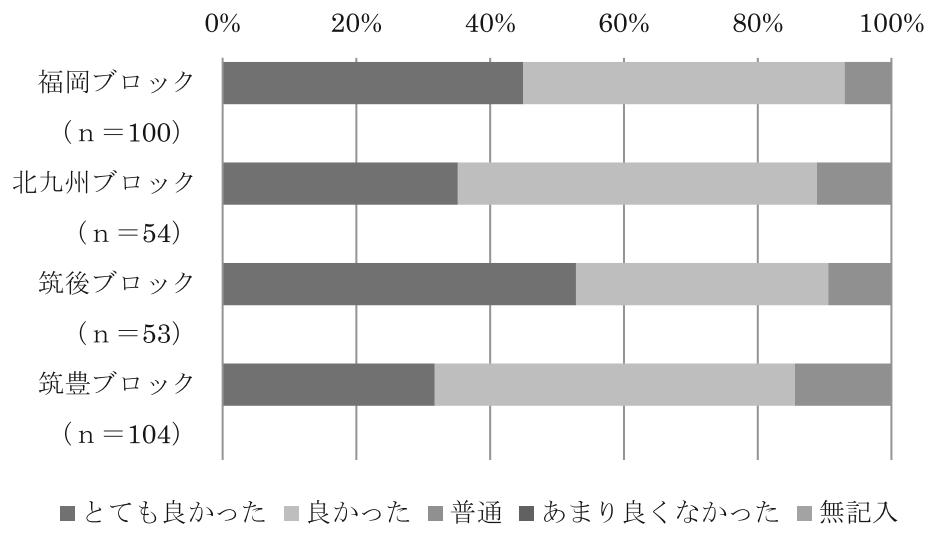


図 15 研修会の感想

3. 協力病院実態調査結果

福岡県難病ネットワークでは協力病院への実態調査を年に一度行っている

(回収率： R1 年度： n = 110 • 100%)。

今回、昨年に引き続き「震災や豪雨被害などが発生した場合の対応」について、また新たに「リハビリ目的での入院が可能かどうか」について実態調査を行った。

「震災や豪雨被害などが発生した場合の対応」「リハビリ目的での入院が可能かどうか」についてそれぞれ報告する。

1) 「震災や豪雨被害などが発生した場合の対応」についてのアンケート結果

協力病院（無床診療所を除く）110 病院に対し、「震災や豪雨被害などが発生した場合、電源確保のための入院を受入できますか？」・「災害時の受入は事前登録制にした方が良いですか？」について調査した。

震災や豪雨被害などが発生した場合、「受け入れできる」に福岡ブロック 6 病院、北九州ブロック 7 病院、筑後ブロック 7 病院、筑豊ブロック 1 病院が回答している。「状況によって受け入れできる」には、福岡ブロック 18 病院、北九州ブロック 27 病院、筑後ブロック 7 病院、筑豊ブロック 5 病院が回答している（図 16）。受け入れができるための条件としては「事前の情報提供」に福岡ブロック 13 病院、北九州ブロック 22 病院、筑後ブロック 5 病院、筑豊ブロック 4 病院、合計 44 病院、ついで「自院の患者である事」に福岡ブロック 8 病院、北九州ブロック 8 病院、筑後ブロック 5 病院、筑豊ブロック 2 病院、合計 23 病院が回答しており、事前の情報提供が重要であることがわかった（図 17）。

また、今回災害が発生した場合の入院受入について「災害時の受入は事前登録制にした方が良いですか？」について調査を行った。

「はい」に福岡ブロック 16 病院、北九州ブロック 15 病院、筑後ブロック 8 病院、筑豊ブロック 4 病院と合計 43 病院が回答、「いいえ」に福岡ブロック 11 病院、北九州ブロック 15 病院、筑後ブロック 4 病院、筑豊ブロック 1 病院と合計 31 病院が回答している。「その他」と回答した病院が、福岡ブロック 5 病院、北九州ブロック 5 病院、筑後ブロック 0 病院、筑豊ブロック 0 病院の合計 10 病院であった（図 18）。

事前登録を希望した 43 病院に対し、事前登録の条件について調査した。事前登録の条件として「自院の患者である事」に福岡ブロック 8 病院、北九州ブロック 7 病院、筑後ブロック 3 病院、筑豊ブロック 2 病院、合計 20 病院、ついで「事前の情報提供」に福岡ブロック 5 病院、北九州ブロック 7 病院、筑後ブロック 2 病院、筑豊ブロック 3 病院、合計 17 病院が回答しており、自院の患者の受け入れには積極的であることがわかった（図 19）。

実際の災害発生時は、どのような状況になるのか予想がつかないため、アンケート調査の結果通りにならない事もあると考えられるが、福岡県難病ネットワークとしては、各地区の保健福祉環境事務所と連携しながら情報提供を行っていきたい。

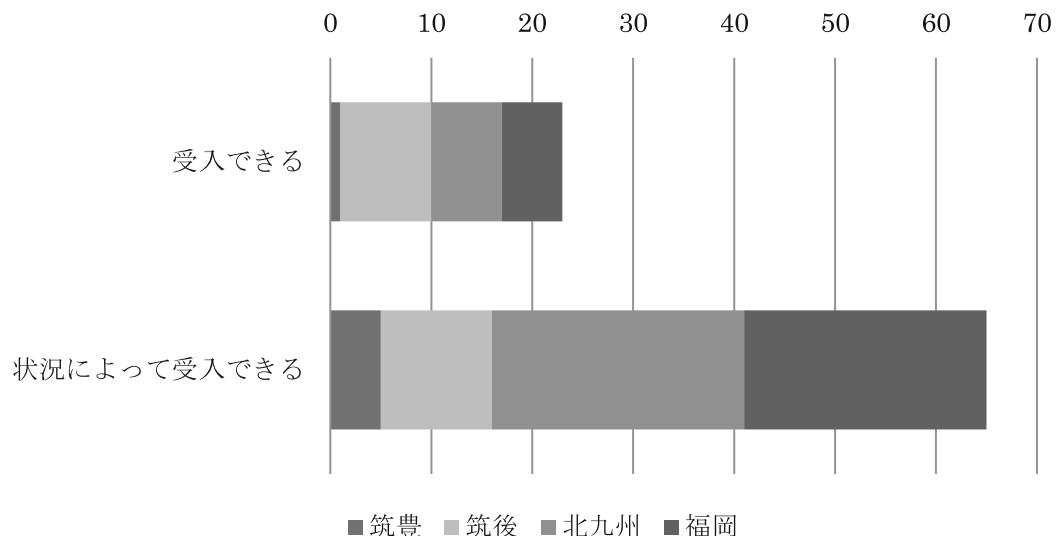


図 16 災害時の人工呼吸器患者電源確保のための受入に関する
福岡県重症神経難病ネットワーク協力病院の回答(n=110)

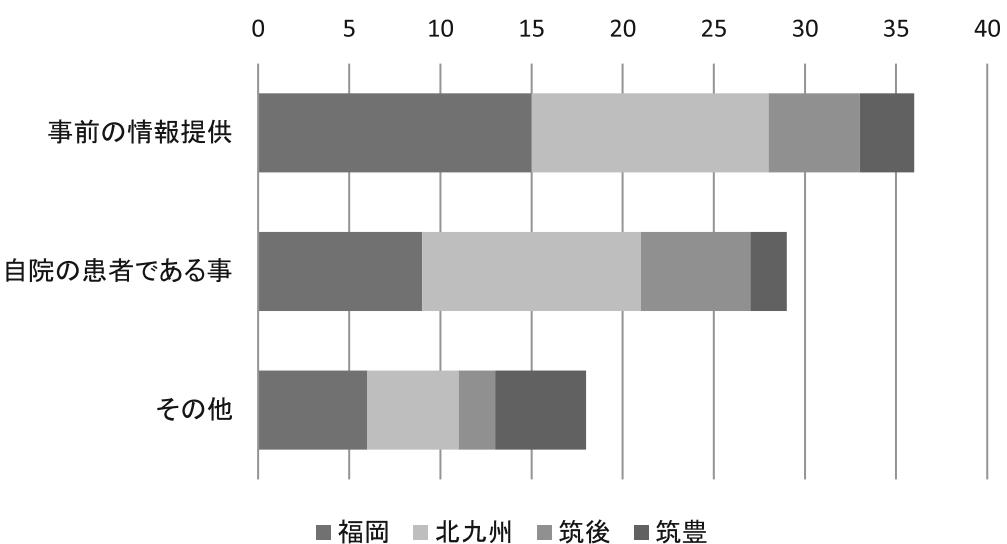


図 17 災害時の人工呼吸器患者電源確保のための受入条件
福岡県重症神経難病ネットワーク協力病院の回答
(n = 110) (複数回答)

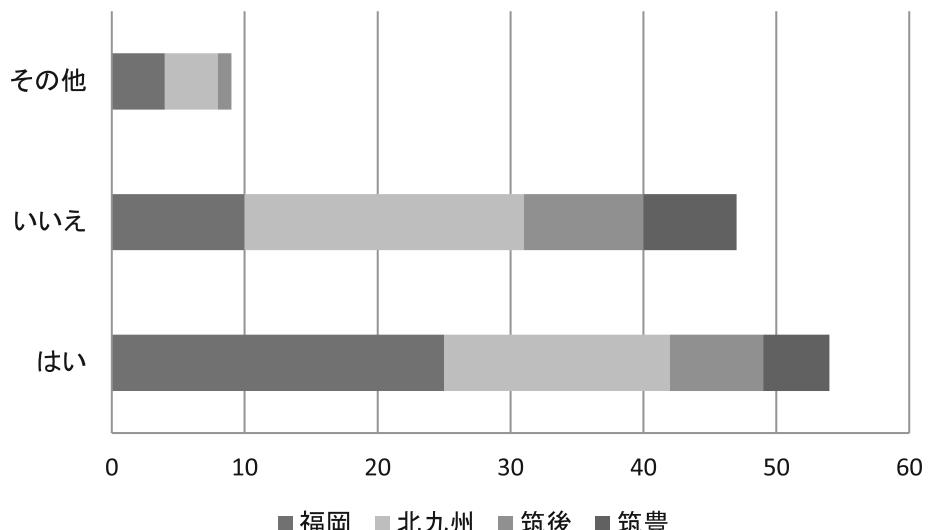


図18 災害時の受け入れは事前登録制が良いかについての
福岡県重症神経難病ネットワーク協力病院の回答（n=110）

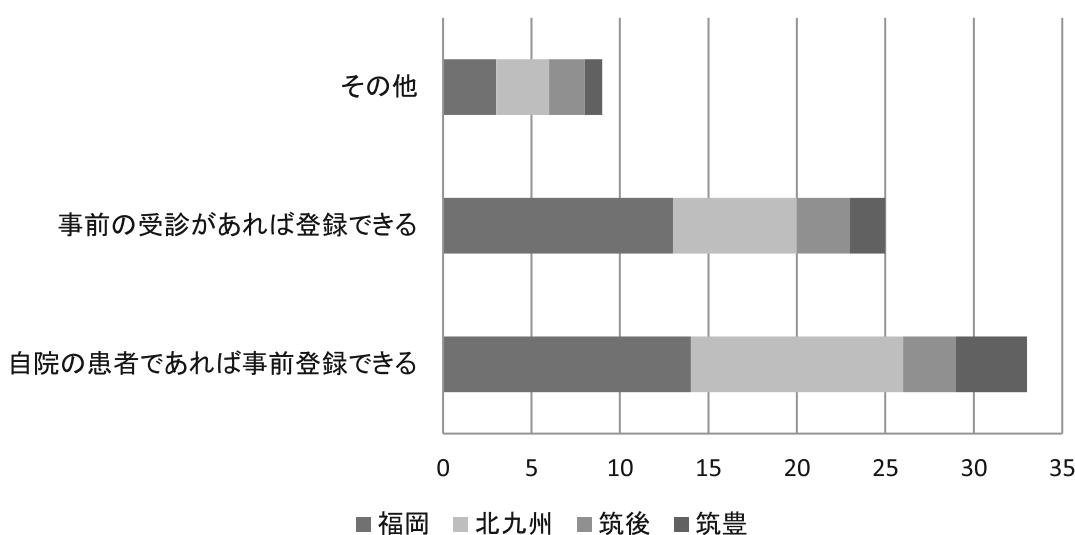


図19 事前登録制のための条件
福岡県重症神経難病ネットワーク協力病院の回答（n=57）（複数回答）

2) 「リハビリ目的での入院が可能かどうか」について

近年、意思伝達装置の導入や選定についての問い合わせが多くなってきている。そこで、今回は、「意思伝達装置の導入目的での入院は可能ですか？」について、また、「リハビリ目的での入院は可能ですか？」について調査した。

「意思伝達装置の導入目的での入院」が可能と回答した病院は、福岡ブロック12病院、北九州ブロック18病院、筑後ブロック5病院、筑豊ブロック4病院、合計39病院であった。

難しいと回答した病院は、福岡ブロック25病院、北九州ブロック21病院、筑後ブロック9病院、筑豊ブロック8病院、合計63病院であった（図19）。「できない」と回答した理由としては、意思伝達装置の知識やスキル、機器自体がないと回答した病院が多かった。意思伝達装置の導入や選定には、専門的な知識が必要なうえに、コミュニケーション機器に対しスキルが必要であることから、意思伝達装置の導入目的での入院は難しいことが明らかになった。今後、意思伝達装置の導入や選定に関して、専門的な知識が得られるような研修会を検討していきたい。

今回、意思伝達装置だけでなく、神経疾患を中心とした難病患者のリハビリ目的での入院が可能かどうかも調査した。

「リハビリ目的での入院」が可能と回答した病院は、福岡ブロック 29 病院、北九州ブロック 33 病院、筑後ブロック 12 病院、筑豊ブロック 11 病院、合計 85 病院であった。「できない」と回答した病院は、福岡ブロック 9 病院、北九州ブロック 6 病院、筑後ブロック 3 病院、筑豊ブロック 1 病院、合計 19 病院であった（図 20）。

リハビリ目的での入院は、どの病院も積極的に受け入れる姿勢が見られた。神経疾患を中心とした難病の中には、リハビリすることで QOL が保たれる疾患が少なくなく、レスパイト入院とリハビリ目的での入院をうまく組み合わせることで、在宅療養の継続、患者自身の QOL の向上につなげていきたい。

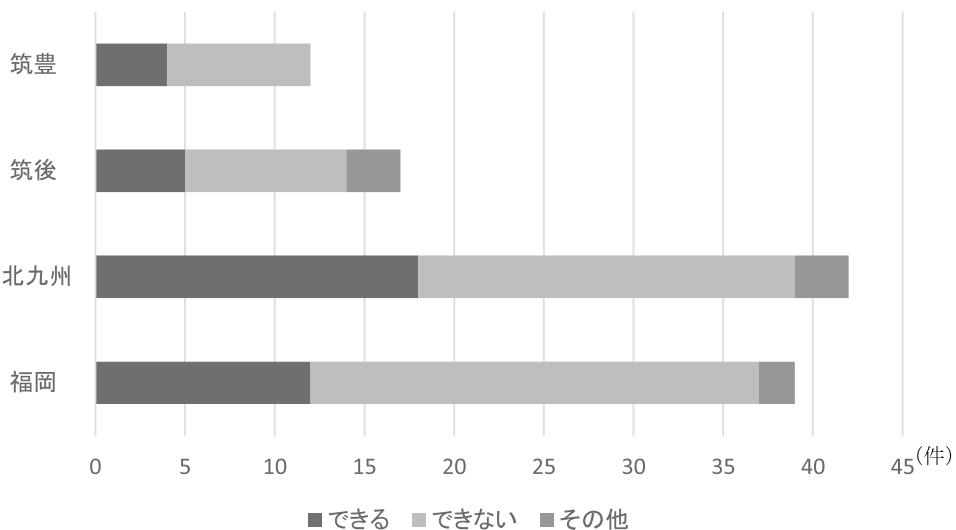


図 19 意思伝達装置導入目的での入院
福岡県難病ネットワーク協力病院の回答(n=110)

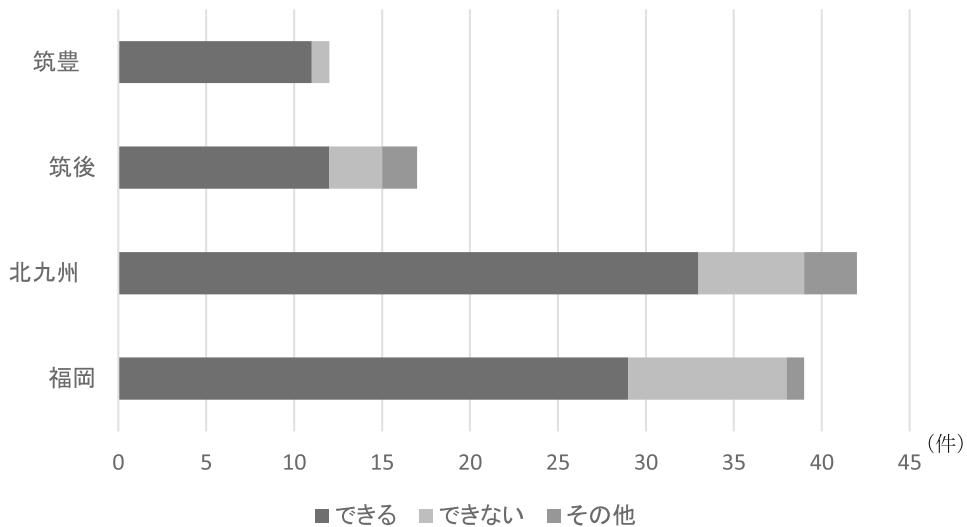


図 20 リハビリ目的での入院
福岡県難病ネットワーク協力病院の回答(n=57)（複数回答）

4. 今後の課題と展望

1) 入転院紹介／療養相談

今年度は、福岡ブロックからの登録患者が約48%と最も多く、今年度は各ブロックから患者登録があった。また、県外からの登録が2件と広域からの登録があった。事業開始当初から比べると、病院の地域連携室が上手く機能していると考えられ、入院先の確保が難航することは少なくなった。しかし、福祉用具の申請・制度の利用方法などに関する問い合わせや訪問看護やケアマネ等からの、在宅療養に関する相談や、意思決定支援についてなどが増加している。

今後は、福岡県難病ネットワークが333疾患すべての難病に対応することになり、窓口や登録方法の周知が課題である。現在配信しているニュースレターや研修会の場を通して、訪問看護ステーション等に継続して事業周知を行っていくことが必要である。また、各保健所や協力病院への訪問を定期的に行うなど、連携を強化していきたい。

2) 在宅難病患者レスパイト入院事業

令和元年度の在宅難病患者レスパイト入院事業は、昨年に比べて利用実人数はほぼ横ばいであるが、利用の回数はわずかながら減少している。レスパイト事業を2回利用する人の数が減少したためである。

しかしながら、今年度は、新規受け入れ病院も2病院あり、新規利用者も6名と少しずつはあるが、レスパイト事業が浸透しつつあると実感した。

しかしながら、レスパイトの受入病院も定着化しており、新規利用者が偏らないためにもレスパイト協力病院の新規開拓が課題である。

3) 広報

ニュースレターの配信に関しては、ネットワーク主催の研修会で案内を配布するなどPRに努めた結果、配信登録が増加している。現在、協力病院・訪問看護ステーション・保健所などに向けニュースレターを1~2ヶ月ごとに発刊している。相談件数・内容・地域等の実態を示し、希望者にメール配信するとともにホームページにも掲載した。難病医療従事者研修会の情報も掲載したこと、協力病院以外からも参加者があった。

また、福岡市や県域の各保健所主催の難病講演会に積極的に参加し、会の中で難病相談支援センターについての説明を実施した。今後も、特に入転院相談のための患者登録が円滑に進むよう、情報提供に努めたい。

4) 協力病院拡充

過去に準拠点病院に難病医療専門員が配置されていた北九州市の患者情報は昨年度に続き不足している。しかし、訪問看護ステーションや、居宅介護支援事業者からの相談が増加し、サービス担当者会議等へ直接参加している。患者宅を直接訪問することにより、地域の特性把握や、協力病院以外の病院・訪問診療のクリニック等との連携につながったと考える。

次年度は、引き続き北九州市難病相談支援センターと連携し患者情報を把握することで、北九州ブロックの困難事例の抽出や問題解決に努めたい。

また、各保健福祉（環境）事務所との連携を強化することで、レスパイト入院事業の利用が少ない筑豊ブロックへの啓発を視野に入れる。

5. 難病診療連携コーディネーターより活動を振り返って

令和元年度を振り返って

難病診療連携コーディネーター 原田幸子

元号が平成から令和へと変わり、気持ちも新たにチャレンジの1年でした。

11月には、第7回日本難病医療ネットワーク学会がセンター長の吉良先生の元、盛大に開催され、準備から運営まで携わることができ、大変でしたがとても勉強になりました。

福岡県難病ネットワークは、神経難病を対象としていましたが、今年度より333疾患すべての難病を対応することになり、聞きなれない疾患名と格闘しながら毎日が勉強です。

事業名も「福岡県難病医療提供体制整備事業」へと変わり、ますます充実させていきたいと思います。

来年度も、難病患者さんだけでなく、難病医療に携わる医療従事者の方々のお力になれるよう、身近な難病ネットワークを目標に、協力病院をはじめ各保健所の保健師さんとの顔の見える連携を強化していきたいと思います。

来年度もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

1年目振り返って

難病診療連携コーディネーター 齊藤聖子

入職して1年経ちました。これまで難病の患者様に関わる機会があまりなく、病棟看護師の経験が活かされてる感覚はありませんでした。毎日が新しい知識や経験で勉強の1年でした。

筋萎縮性側索硬化症の告知の場面に何度も同席させていただきましたが、告知場面の重い空気と、自分の役割がつかめずにいる事に、終了後は一段と疲労を感じていました。これから先の長い療養生活に対しての患者・家族の不安は計り知れないと感じていながら、どのように介入していくべきか悩みました。

患者・家族も不安が多い中で、どこかつながらしている事や相談できる機会があることが、安心材料の一つだとわかりました。これから先の経過や情報の提供、各機関との連携がスムーズに行えるように、これからも勉強・経験の積み重ねが大事だと感じております。

来年度も1日1日を大切にし、患者・家族や医療従事者の方々ともより多く関わり、問題解決していけたらと思います。今後もどうぞよろしくお願ひ致します。

6.資料①

福岡県難病医療提供体制整備事業実施要綱

(目的)

第1条 難病医療提供体制整備事業は、難病の患者に対する難病の医療提供体制を整備することにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図るとともに、難病の患者及びその家族が地域で安心して暮らすことができるよう環境を整えることを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、福岡県とする。

(実施方法)

第3条

(1) 難病の医療提供体制の構築

1) 県の役割

ア 難病医療連絡協議会の設置

県は、地域の実状に応じた難病の医療提供体制の検討・協議・評価等を行うため、県内の中核となる医療機関(難病診療連携拠点病院、難病基幹協力病院、難病一般協力病院・診療所(以下、「拠点病院等」という。)、医師会、患者団体、保健所、関係市町村等の関係者で構成される福岡県難病医療連絡協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

また、県は、(2)の1)に規定する難病診療連携拠点病院の役割にかかる業務の一部を、協議会に委託することができる。

イ 情報収集・調整

協議会における検討に資するため、患者動向や医療資源・連携等の必要な情報の収集・調整及び関係機関との調整を行う。

ウ 拠点病院等の指定

協議会における検討を踏まえ、拠点病院等を指定する。

エ 周知・広報・報告

本県における難病の医療提供体制について、県内の医療機関等の関係機関及び患者等への周知・広報を行うとともに、国の難病医療支援ネットワークを通じて、全国の都道府県と共有する。

オ 進捗状況・実態の把握・報告

協議会における進捗の評価や、体制の更新等の検討に資するよう、定期的に難病の医療提供に係る連携状況等について、実態把握等の調査を行う。また、国の難病医療支援ネットワークへ進捗状況の報告を行う。

2) 協議会の役割

ア 検討・協議

「難病の医療提供体制の構築に係る手引き(平成29年4月14日健難発0414

号第3号厚生労働省健康局難病対策課長通知「都道府県における地域の実情に応じた難病の医療提供体制の構築について」の別紙(以下「手引き」という。)を参考に、患者の動向や医療資源その他の地域の実情を踏まえ、本県における拠点病院等や難病の医療提供体制の在り方を検討するとともに、連携の手順・その具体的方策等について関係者間で協議する。必要に応じ、連携を円滑に進めるための具体的な調整・周知等のための実務者による連絡会議を開催する。

イ 進捗状況の評価

協議会は、定期的に連携状況等の難病の医療提供体制について評価を行い、必要に応じ見直し等の検討を行う。

ウ その他

協議会は、難病の医療提供体制の推進に資する業務を行うことができる。なお、協議会の運営に関しては、別に定めるものとする。

(2) 難病の医療提供体制の推進

1) 難病診療連携拠点病院の役割等

難病診療連携拠点病院は、協議会と分担し、以下に掲げる役割を担うものとする。それに従事する者として、②及び③に掲げる難病診療連携コーディネーター及び難病診療カウンセラーを配置する。なお、難病診療連携コーディネーターと難病診療カウンセラーは兼任しても差し支えないものとする。

難病診療連携拠点病院と協議会との役割の分担については、協議会において、難病の医療提供体制の構築の進捗状況や、難病の医療提供に係る連携状況等の検討・協議を行い、難病診療連携拠点病院と協議の上、決定する。

また、決定した役割分担については、協議会において、定期的に連携状況等の評価を行い、必要に応じ見直し等を行う。

① 役割

ア 県の行う難病の医療提供に係る連携状況等に関する情報収集への協力

イ 県内の難病診療ネットワーク(難病患者の診断、治療の導入、重症患者の受け入れ等を含む)構築及び難病医療支援ネットワークへの参加

ウ 難病の診療に関する相談体制の確保

エ 遺伝カウンセリングの実施体制の整備

オ 難病診療に携わる医療従事者を対象とした研修等の実施

カ 難病患者の就労支援関係者等を対象とした難病に関する研修等の実施

キ 難病診療連携コーディネーターが②のキに掲げる内容を実施するため、患者及び医療従事者への周知の実施や、難病診療連携拠点病院で②のキに該当する患者の診療に当たる医師による協力体制の確保

② 難病診療連携コーディネーターの配置

看護師、ソーシャルワーカー等の資格を有する難病診療連携コーディネーター

を配置し、以下の内容を実施する。

- ア 難病が疑われながらも診断がつかない患者に対して、難病基幹協力病院や難病一般協力病院・診療所からの診療連携の相談に応じ、早期に正しい診断が可能な医療機関や難病医療支援ネットワーク等に相談・紹介する。
- イ 病気の状態に応じ、緊急時の対応や定期的な診療について調整を行ったうえで、可能な限り身近な医療機関へ相談・紹介を行う。
- ウ 一時的に在宅で介護等を受けることが困難になった在宅の難病の患者等の一時入院先の確保のため、拠点病院等と連絡調整を行う。
- エ 難病診療に携わる医療従事者を対象とした研修等を実施する。
- オ 地域における治療と就労の両立を支援する体制を整えるため、難病相談支援センターの就労支援担当職員及び両立支援担当職員やハローワークの難病患者就職サポート一等を対象とした難病に関する研修等を実施する。
- カ 難病の医療提供に係る連携状況等の調査・集計を行う。
- キ 難病診療連携拠点病院で診断がなされた患者について、その疾病が診断時に以下の(a)から(e)のいずれにも該当する場合は、厚生労働省が定める方法により連絡し、また、厚生労働省からの求めに対し必要な情報を提供する。
 - (a) 難病の要件を満たすこと
 - (b) 指定難病でないこと
 - (c) 厚生労働省の設ける研究班による研究の対象となっていないこと
 - (d) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく小児慢性特定疾病となっていないこと
 - (e) 同一の疾病について、厚生労働省への連絡（申出）が、他の患者に関するものとして、既に行われていないこと

③ 難病診療カウンセラーの配置

看護師、ソーシャルワーカー、臨床心理士等の資格を有する難病診療カウンセラーを配置し、以下の内容を実施する。

- ア 難病が疑われながらも診断がつかない患者からの相談を受け、必要に応じ、難病診療連携コーディネーターを介して、早期に正しい診断が可能な医療機関や難病医療支援ネットワーク等に相談・紹介する。
- イ 患者等からの在宅難病患者一時入院先に係る相談を受け、必要に応じ、難病診療連携コーディネーターを介して、一時入院先の確保を行う。
- ウ 患者等や難病の疑いのある方から、医療に対する疑問や心理的不安、医療費助成等に関する相談に対応するほか、相談内容に応じ、難病相談支援センターその他の適切な機関を紹介する。

3) 難病基幹協力病院の役割

難病基幹協力病院は、以下に掲げる役割を担うものとする。

- ア 難病診療連携拠点病院からの要請に応じて、難病の患者の受け入れを行うこと。
- イ 難病基幹協力病院で確定診断が困難な難病の患者を難病診療連携拠点病院へ

紹介すること。

ウ 地域において難病の患者を受け入れている福祉施設等からの要請に応じて、医学的な指導・助言を行うとともに、患者の受け入れを行うこと。

エ 一時的に在宅で介護等を受けることが困難になった在宅の難病の患者等の一時入院のための病床確保に協力すること。

オ 難病の患者やその家族の意向を踏まえ、身近な医療機関で治療・療養を継続できるように必要な医療等を提供すること。

4) 難病一般協力病院・診療所の役割

難病一般協力病院・診療所は、以下に掲げる役割を担うものとする。

ア 難病基幹協力病院等からの要請に応じて、難病患者の受入れに努めること。イ 地域において難病の患者を受け入れている福祉施設等からの要請に応じて、医学的な指導・助言を行うとともに、患者の受け入れに努めること。

(3) 抱点病院等の機能

抱点病院等の果たすべき機能については、手引きに示されているところであり、本県の難病医療提供体制全体として、これらの機能が果たされることを目指す。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、本事業に必要な事項は、福岡県保健医療介護部長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月5日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

6. 資料 ②

6. 資料 ③

(様式 1-1)

令和 年 月 日

福岡県難病医療提供体制整備事業
難病診療連携コーディネーター あて

医療機関名
所在地
担当者名
TEL
FAX

令和 年 月 第 週分 入院施設確保等情報報告書

基準日	指定難病の患者数	現在呼吸器使用者数	備考(空床状況)
月 日 (木)			

*金曜日の午後 2 時までに御報告下さい。(木曜日の午後が基準日です)

*情報提供は、患者数に変化がなければ、毎週でなくともけっこうです。

但し、変化なくとも最低月 1 回は報告して下さい。

6. 資料 ③

患者登録依頼書(ALS用)

令和 年 月 日

医療機関名

主治医名電話FAX

患者名 (ふりがな)			
生年月日・年齢	年 月	日生まれ (歳)	性別 男 ・ 女
疾患名			
住所			
電話番号			
保険種別			
指定難病の有無	有 ・ 無	身体障害者手帳	級
介護保険	有 ・ 無	要介護度	

1. 現在の ADL

- ① 移動 (自立歩行 ・ 介助又は杖歩行 ・ 車椅子 ・ ベッド上)
- ② 食事 (自立 ・ 全面介助 ・ 一部介助 ・ 経鼻経管栄養 ・ 胃瘻)
むせ (有 ・ 無)
- ③ 排泄 (自立 ・ 介助にてトイレ ・ ポータブルトイレ ・ オムツ)
- ④ 清潔 (自立 ・ 全面介助 ・ 一部介助)
- ⑤ 意思伝達
(構音障害なし ・ 筆談 ・ 文字盤 ・ レッツチャット ・ パソコン ・
その他 ())

2. 呼吸状態

- ① 呼吸状態 (鼻マスク式人工呼吸 ・ 気管切開のみ ・ 気管切開+人工呼吸器)
- ② 呼吸器装着の場合、器械の機種と業者 ()
- ③ 今後の人工呼吸管理について現時点でインフォームドコンセントがとれているものに
○を付けて下さい。
(未確認 ・ 非侵襲的補助呼吸 ・ 気管切開 ・ 人工呼吸器の装着 ・ なにもしない)
- ④ 呼吸に関する検査結果 (血ガス ・ 肺活量 ・ ピークフローなど)

3. 備考 (当事者の意向・問題点など)

6. 資料 ③

患者登録依頼書(ALS 以外の疾患用)

令和 年 月 日

医療機関名
 主治医名
 電話
 FAX

患者名 (ふりがな)			
生年月日・年齢	年 月 日	生まれ (歳)	性別 男 ・ 女
疾患名			
住所			
電話番号			
保険種別			
指定難病の有無	有 ・ 無	受給者番号	
身体障害者手帳	級	要介護度	

1. 現在の ADL

- ① 移動 (自立歩行 ・ 介助又は杖歩行 ・ 車椅子 ・ ベッド上)
- ② 食事 (自立 ・ 全面介助 ・ 一部介助 ・ 経鼻経管栄養 ・ 胃瘻)
むせ (有 ・ 無)
- ③ 排泄 (自立 ・ 介助にてトイレ ・ ポータブルトイレ ・ オムツ)
- ④ 清潔 (自立 ・ 全面介助 ・ 一部介助)
- ⑤ 意思伝達
(構音障害なし ・ 筆談 ・ 文字盤 ・ レッツチャット ・ パソコン ・
その他 ())

2、備考(当事者の意向・問題点など)

6. 資料 ③

療養相談依頼書

令和 年 月 日

医療機関名主治医名電話FAX

患者名（ふりがな）			
年齢		性別	
疾患名			
住所			
電話番号			
相談者		患者との関係	
相談者の連絡先			

1、現在のADL

- ① 移動（自立歩行・介助又は杖歩行・車椅子・ベッド上）
- ② 食事（自立・介助・経管栄養・胃瘻）
- ③ 排泄（自立・要介助・ボタブル・オムツ）
- ④ 意志伝達装置の使用（有・無）
- ⑤ 身体障害者手帳（級・無・申請中）
- ⑥ 指定難病の申請（済・未）
- ⑦ 介護保険の申請（済・未・要支援 1・2・介護 1・2・3・4・5）

2、呼吸状態（ALSの場合）

- ① 気管切開（有・無）人工呼吸器（有・無）
- ② 今後の人工呼吸管理について現時点でのインフォームドコンセントがとれているものに○を付けて下さい。
(未確認・非侵襲的補助呼吸・気管切開・人工呼吸器の装着・なにもしない)

3、相談内容（できるだけ詳しく）